

兵庫県警察本部宿直勤務規程

〔 昭和49年7月1日 〕
〔 本部訓令第19号 〕

（概要）

この規程は、兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第28条の規定に基づき、警察本部における宿直の勤務に関して必要な事項を定めたものである。